

## トライアル発注推進事業に関する実施要領

トライアル発注推進事業の運営については、トライアル発注推進事業実施要綱（平成19年8月14日付第200700068066号鳥取県商工労働部長通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領により行うものとする。

（定義）

第1条 この要領における用語の意義は、実施要綱に定めるところによる。

（トライアル発注対象製品等選定申請）

第2条 トライアル発注対象製品等として選定を受けようとする者は、様式第1号によるトライアル発注対象製品等選定申請書を、商工労働部産業未来創造課長（以下「産業未来創造課長」という。）が定める日までに提出するものとする。

（トライアル発注対象製品等の選定）

第3条 トライアル発注対象製品等の選定手続は、次のとおり行うものとする。

- （1）産業未来創造課長は、別紙に定めるトライアル発注対象製品等の選定基準に基づき、事前審査を行い、その要件を満たしていないと認めるものを除外する。
- （2）前号で除外されなかったものについて、選定会議の審査に諮るものとする。
- （3）選定会議においては、申請書類及び申請者のプレゼンテーションに基づき審査を行い、商工労働部長は、当該審査結果をもとにトライアル発注対象製品等を決定する。
- （4）前号に規定するプレゼンテーションは、商工労働部長が認めたときは省略することができる。
- （5）選定結果は速やかに申請者に通知する。

（トライアル発注対象製品等の登録）

第4条 トライアル発注対象製品等として選定された製品等については、登録簿に、前条第5号により通知した日から起算して24か月間掲載するとともに、トライアル発注データベースに登録し管理する。

（トライアル発注対象製品等の周知）

第5条 登録簿に登録されたトライアル発注対象製品等は、県のホームページに掲載するほか、県の機関内での展示、電子媒体での広報等により周知を図るものとする。

（トライアル発注対象製品等の発注）

第6条 県の機関が登録簿に掲載されたトライアル発注対象製品等の発注を希望する場合は、産業未来創造課長へ様式第2号による発注希望連絡票を提出する。

（発注製品等の評価）

第7条 トライアル発注を行った製品等（以下「発注製品等」という。）については、次の方法により評価を行うものとする。

- （1）トライアル発注対象製品等を発注した機関（以下「発注機関」という。）は、発注製品等の納入後6月以内に、使用後の評価を様式第3号による使用後評価票に詳細に記載し、産業未来創造課長に提出するものとする。
- （2）発注製品等を公共施設に設置する場合等、発注機関以外の者が当該発注製品等を使用する場合には、発注機関は、アンケート等により、幅広い意見を使用後評価票に盛り込むよう努めるものとする。

2 産業未来創造課長は、前項により提出された評価結果について、受注者に報告するものとする。

（発注の回数制限）

第8条 同一のトライアル発注対象製品等に対するトライアル発注は、同一の県の機関においては1回限りとする。

(発注金額上限)

第9条 県の機関がトライアル発注するに当たっては、その発注金額（設置等導入に係る経費並びに消費税及び地方消費税の額を含む。）は100万円以内とする。

(納入実績等の報告)

第10条 実施要綱第7条に定める報告は、様式第4号による納入実績等報告書により産業未来創造課長に提出するものとする。

2 前項の報告書は、登録簿に掲載された日及びトライアル発注を受けた日からそれぞれ1年を経過した日から15日以内に提出しなければならない。ただし、納入実績等報告書を提出する間隔が6月に満たない場合は、提出時期が遅く到来する納入実績等報告書については、提出を要しないものとする。

## 附 則

この要領は、平成19年8月14日から施行する。

この改正は、平成21年4月20日から施行する。

この改正は、平成22年6月30日から施行する。

(施行期日)

1 この改正は、平成23年5月31日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の報告書の提出について、施行日時点において登録簿に掲載されているトライアル発注対象製品等については、掲載日から1年を経過した日又は本通知の施行の日から1月を経過した日のいずれか遅い日から15日以内に提出するものとする。

この改正は、平成23年12月19日から施行する。

この改正は、平成24年11月30日から施行する。

この改正は、平成25年6月10日から施行する。

この改正は、平成27年6月10日から施行する。

この改正は、平成27年7月23日から施行する。

(施行期日)

1 この改正は、令和4年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 トライアル発注対象製品等のうち、施行日時点において、第4条に定める期間を経過していないが、トライアル発注の実施により登録簿から削除されているものについては、第4条に定める期間を限度に再掲載するものとする。

## トライアル発注対象製品等の選定基準

基準項目	説明
(1) 県内事業者が県内で自ら製造し、又は開発したものであること	次の要件を全て満たすこと。 ア 申請者が県内事業者であること イ アに該当する者が県内で自ら製造又は開発したものであること
(2) 新規性及び独創性があること	次のいずれかに該当すること。 ア 新しい技術や製品開発により、県内にこれまでにない新しい市場、製品領域を作り出す新規性・独創性が高い製品等 イ その分野の製品にとっての新たな技術の利用や新機能の付加などにより、今までの製品と比べてユーザーにとっての使用価値を高める製品等 (対象外の例) ・生産方法のみが新しいもの ・単なる名称変更、パッケージ変更、値下げ ・他社には既に存在する自社にとっての新製品等
(3) 市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること	次の要件を全て満たすこと。 ア 県機関からの受注実績が少ないこと イ 市場での流通実績が少ないこと ウ 市場における今後の販路拡大が見込まれること (対象外の例) ・作品一つ一つが異なる価値を有する美術品
(4) 技術の高度化、経営能率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること	製品等について社会的有用性が認められること。
(5) 製品等に適用される法令等を遵守していること	必要な許認可等を現に取得する等、法令を遵守していること。
(6) 県が組織として使用することが見込まれるものであり、かつ個人によって効果・嗜好の違いが大きく、組織による評価に馴染まない製品等ではないこと	県の機関への周知に対する回答又は産業未来創造課長の推薦により、発注の可能性があることと認められること。
(7) 公共事業での使用が想定されるものではないこと	左記に該当すると判断される製品等ではないこと。
(8) 過去に本制度に認定された製品等と同一の製品等及びこれまでのトライアル発注対象製品等と類似する製品等でないこと	左記のいずれかに該当すると判断される製品等ではないこと。

様式第2号（第6条関係）

発注希望連絡票				
製品等名称				
事業者名				
作成者情報	所属：	名前：	電話：	作成年月日：

使用場所等			
主な使用者	<input type="checkbox"/> 発注機関の職員 <input type="checkbox"/> 発注機関以外の県職員 <input type="checkbox"/> 来庁者、一般県民 ※ 該当するものが複数ある場合は、すべてにチェックしてください		
発注の理由	※ <u>トライアル発注の主旨をふまえて記載してください</u>		
予定している用途			
期待する効果			
所要見込額（円）		見積書の添付	
産業未来創造課の 予算の利用の有無	<input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない （いずれかをチェックしてください）		
発注時期	年   月（ <input type="checkbox"/> 上旬 <input type="checkbox"/> 中旬 <input type="checkbox"/> 下旬）		
評価時期	年   月		

様式第3号（第7条関係）

使用後評価票				
製品等名称				
事業者名				
作成者情報	所属：	名前：	電話：	作成年月日：

使用場所等	
主な使用者	<input type="checkbox"/> 発注機関の職員 <input type="checkbox"/> 発注機関以外の県職員 <input type="checkbox"/> 来庁者、一般県民 ※ 該当するものが複数ある場合は、すべてにチェックしてください
期待した効果	
期待した効果についての評価	
期待していた以外の効果	
改良すべき点	
アンケート等の実施状況	<input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない ※ 実施した場合は、以下の内容もご記入ください。 1 実施期間           年   月   日 ～           年   月   日 2 有効回答数           件 3 主な回答
その他	

様式第4号（第10条関係）

納入実績等報告書

年 月 日

鳥取県知事

様

所在地  
事業者名  
代表者職氏名

トライアル発注推進事業実施要綱第7条の規定に基づき、以下のとおりトライアル発注対象製品等の納入実績等、現在の状況を報告します。

製品等の名称	
担当者	役職・氏名： 電話番号： e-mail：
トライアル発注対象製品等 登録簿掲載日	年 月 日
トライアル発注による 納入実績	<input type="checkbox"/> あり（予定含む） 納入機関名： 納入年月日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし
トライアル発注以外の 納入実績	<input type="checkbox"/> あり（件数： 件） （納入先、納入年時期、数量、金額を記載してください。） <input type="checkbox"/> なし
販売促進への取組状況	1 トライアル発注対象製品等登録簿に掲載後の販売促進についての取組内容 （例）ホームページ、パンフレット等にトライアル発注対象製品等となったことを記載しPRした。  2 トライアル発注対象製品等となったことによる販売促進への貢献例 <input type="checkbox"/> ある（内容 ）

